

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月22日

【会社名】 バクスター インターナショナル インコーポレイテッド  
(Baxter International Inc.)

【代表者の役職氏名】 上級副社長兼ジェネラル・カウンセル  
(Senior Vice President and General Counsel)  
  
ショーン・マーティン  
(Sean Martin)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、60015-4625 イリノイ州、ディアフィールド、  
ワン・バクスター・パークウェイ  
(One Baxter Parkway, Deerfield, Illinois 60015-4625 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 卓久

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル4階  
ブレイクモア法律事務所

【電話番号】 (03)3503-5571

【事務連絡者氏名】 弁護士 小林 卓久

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル4階  
ブレイクモア法律事務所

【電話番号】 (03)3503-5571

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 バクスター インターナショナル インコーポレイテッド 記名式額面  
1.00米ドル普通株式の取得に係る新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円) (注1)  
1,707,420.00米ドル(約179百万円) (見込額) (注2) (注3)

(注1) 新株予約権証券の発行価格の総額  
(注2) 新株予約権証券の発行価格の総額に新株予約権証券に係る新株  
予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金  
額。上記金額は、発行価格(本新株予約権の行使価格)を  
77.61米ドル(2021年2月10日現在の当社普通株式のニューヨー  
ク証券取引所における終値)と仮定し、付与されるすべての新  
株予約権が行使されるものと仮定して算出した見込額である。  
実際の発行価格(行使価格)は、2021年3月3日現在の当社普通株  
式のニューYork証券取引所における終値である。  
(注3) 括弧内の円金額は、1.00米ドル=104.62円の換算レート(2021  
年2月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売  
買相場の仲値)により計算されている。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 注記

1. 文書中、別段の記載がある場合を除いて、「バクスター」又は「当社」とはデラウェア州法に準拠して設立された「バクスター インターナショナル インコーポレイテッド」を指すが、文脈によって「バクスター インターナショナル インコーポレイテッド」とその子会社を指すこともある。
2. 本書において、別途記載されている場合を除いて、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」はアメリカ合衆国の通貨をいう。

便宜上、本書における一定の財務データにおけるドル表示金額は、日本円（「円」又は「¥」）に換算されている。本書において円で表示されている金額は、別途記載されている場合を除いて、2021年2月10日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値、1.00米ドル＝104.62円の為替レートで換算された金額である。

3. 円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、本書中の表における合計額は、当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行数     | 22,000個（見込数）（注）                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 発行価額の総額 | 0.00米ドル(0円)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 発行価格    | 0.00米ドル(0円)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申込手数料   | 該当事項なし                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 申込単位    | 1個                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申込期間    | 2021年3月3日（下記摘要3.を参照のこと）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 申込証拠金   | 該当事項なし                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 申込取扱場所  | イー・トレイド・セキュリティーズ・エルエルシー<br>アメリカ合衆国<br>07303-0484 ニュージャージー州、ジャージーシティ<br>私書箱484<br>電話番号：1-800-838-0908<br>米国外及びカナダ外から電話する場合の電話番号：<br>1-650-599-0125<br>ウェブサイト：<br><a href="https://us.etrade.com/employee-stock-plans">https://us.etrade.com/employee-stock-plans</a> |
| 割当日     | 2021年3月3日                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 払込期日    | 該当事項なし（付与を受けるための支払を要しない。）                                                                                                                                                                                                                                           |
| 払込取扱場所  | 該当事項なし                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 摘要      | 下記を参照のこと                                                                                                                                                                                                                                                            |

- (注) 新株予約権の発行数は、本書提出日現在の発行見込数である。当社は、本書提出日後に取締役会により当該発行見込数と異なる新株予約権の発行数が決定された場合、訂正届出書を提出する予定である。

摘要：

1. 本募集は、後述の一定の者に付与される1株当たり額面1.00米ドルの当社普通株式を取得する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）に関するものである。
2. 本募集は、当社から、主として当社の日本における間接子会社であるバクスター株式会社（本店：東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエア・オフィスタワーⅩ 9階）の一定の従業員約15名に対して、本書による届出の効力が発生することを条件として、「バクスター インターナショナル インコーポレイテッド 2015年度インセンティブ・プラン」（以下「本プログラム」という。）に基づき、2021年3月3日（以下「付与日」という。）に付与され、同日以降に通知が行われる新株予約権に関するものである。本プログラムは、2015年2月17日開催の取締役会によって採用され、2015年5月5日開催の株主総会によって承認された。

日本において、本募集が、当社の間接又は直接子会社であるバクスター株式会社（日本法人）とバクスター・ワールド・トレード・コーポレーション（デラウェア州法人）の従業員以外の者に対して行われることはない。本新株予約権証券は、売却不可であり、商業的価値を有しない。

3. 本プログラムの参加者（以下「参加者」という。）は、関連する本プログラムに基づいて、当社の取締役会の報酬委員会（以下「本委員会」という。）により本新株予約権を授与される当社又は当社の子会社（間接子会社を含む。以下同じ。）の従業員とする。

各本新株予約権は、付与日において、本プログラムに基づきかつその目的のために授与される。本新株予約権の対象となる当社普通株式の行使価格は、付与日における当社普通株式の公正市場価格である。公正市場価格とは、当該日におけるニューヨーク証券取引所における終値を意味する。該当する日にニューヨーク証券取引所において当社普通株式の取引が行われなかった場合は、ニューヨーク証券取引所において最後に当社普通株式の取引が行われた日の終値を意味する。

参加者は、本新株予約権の付与を受けるために申込みを必要としない。

本プログラムに関連して発行できる当社普通株式の上限数は35,000,000株であり、本委員会は、本プログラムに基づき当該数を超える新株予約権を付与することはできない。

4. 本プログラムに基づいて参加者に付与された本新株予約権は、本新株予約権に関連する普通株式が当該参加者の名前で登録されないかぎり、当該参加者にバクスターの株主としての権利を何ら与えないものとする。本新株予約権の行使により株主となった参加者に対する配当については、本新株予約権の行使後最初の配当から、他の発行済み当社普通株式の株主と同様に扱う。本新株予約権行使の効力の発生及び株券の交付方法については、下記（2）「新株予約権の内容等」の（注4）を参照のこと。

**（２）【新株予約権の内容等】**

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | 当社記名式額面1.00米ドル普通株式（注1）                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 新株予約権1個に対して1株<br>すべての新株予約権が行使された場合22,000株（見込数）<br>（注2）                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 新株予約権1個につき77.61米ドル（約8,120円）（注3）                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 1,707,420.00米ドル（約179百万円）（見込額）（注3）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格（注3）：<br>1株当たり77.61米ドル（約8,120円）<br>資本組入額：<br>1株当たり1.00米ドル（1株当たり約104.62円）                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使期間                          | 2022年3月3日から2031年3月3日まで（注4）                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | イー・トレイド・セキュリティーズ・エルエルシー<br>アメリカ合衆国<br>07303-0484 ニュージャージー州、ジャージーシティ<br>私書箱484<br>電話番号：1-800-838-0908<br>米国外及びカナダ外から電話する場合の電話番号：<br>1-650-599-0125<br>ウェブサイト：<br><a href="https://us.etrade.com/employee-stock-plans">https://us.etrade.com/employee-stock-plans</a> |
| 新株予約権の行使の条件                         | （注4）に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | （注5）に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 本新株予約権の譲渡は、遺言又は遺産相続及び分割に関する法律による場合を除き、禁止されている。                                                                                                                                                                                                                      |
| 代用払込みに関する事項                         | （注4）に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | （注6）に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 摘要                                  | 下記を参照のこと                                                                                                                                                                                                                                                            |

（注1）「新株予約権の目的となる株式の種類」：

当社基本定款は、当社が普通株式及び優先株式の2種類の授権株式資本を発行することができる旨を規定する。本書に記載された約15名の従業員に対して付与される新株予約権は、1株当たり額面1.00米ドルの当社普通株式を取得するためにのみ行使することができる。取締役会により設定されるあらゆる優先株式のあらゆる優先権に服しつつ、普通株式所有者は、当社が配当支払のために合法的に使用可能な資金の中から、取締役会が随時宣言することのできる配当金に対する権利を有する。普通株式所有者は、独占的議決権（普通株式1株につき1議決権）を有する。ただし、将来発行される可能性のある任意の優先株式に対して取締役会が議決権を定める場合、その範囲の議決権を例外とする。当社の清算、解散、又は閉鎖時において、普通株式所有者は、債権者に対する支払措置を執った後、及び優先株式所有者に対する残余財産優先権による支払がある場合はその支払の後、残存するあらゆる資産を比例分配で受け取る権利を有する。

優先株式の発行は、可能性のある買収及びその他の会社目的に関連する望ましい柔軟性を提供する一方で、当社の発行済み議決権株式の過半数を、第三者が取得することをより困難にするような、又は第三者が取得を試みるための意欲をそぐような効果をもたらす可能性がある。当社の発行済み優先株式は一切存在しない。

(注2) 「新株予約権の目的となる株式の数」：

- (1) 本プログラムに基づき合計22,000株（見込数）を対象とする新株予約権が約15名の当社の子会社の従業員に付与される。
- (2) 本新株予約権の行使にあたり交付される株式は、(i)未発行の授權株式又は(ii)当社が自己株式として保有している発行済株式により構成される。「新株予約権の目的となる株式の数」は、付与されるすべての本新株予約権が行使されるものと仮定した場合の1株当たり額面1.00米ドルの当社普通株式の数である。

(注3) 「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」：

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、「発行価格」（本新株予約権の行使価格）を71.77米ドル（2021年2月10日現在の当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値）と仮定して計算された見込額である。実際の「発行価格」は、2021年3月3日現在の当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値である。以下の計算式における新株予約権の目的となる株式の数は、見込数である。

「発行価額の総額」＝77.61米ドル(行使価格)×22,000株（見込数）＝1,707,420.00米ドル（約179百万円）  
（見込額）

(注4) 「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び「代用払込みに関する事項」：

権利確定、行使及び期間満了

- (1) 本新株予約権は以下のとおり行使可能となる。(i)付与日から1年を経過した応当日に3分の1、(ii)付与日から2年を経過した応当日に3分の1、(iii)付与日から3年を経過した応当日に残りすべてが行使可能となる。本新株予約権が営業日以外の日に行使可能となる場合は、翌営業日に行使可能となる。営業日とは、当社普通株式がニューヨーク証券取引所において取引されている日をいう。本新株予約権が行使可能となった（全部又は一部について行使可能となった各場合）後それらが期間満了となるまでの間、本新株予約権の全部又は一部を本委員会が指定する方式で行使することができる。期間満了後は、本新株予約権はいかなる場合においても行使することができない。本委員会が指定する要件又は制限に従うことを条件として、本新株予約権行使によって取得される当社普通株式の取得価格の支払又は源泉徴収の納税義務を果たすために、当社普通株式を使用することができる。
- (2) 参加者の本新株予約権が行使可能となる前に参加者の当社との雇用が終了したとき、本新株予約権は参加者の当社との雇用が終了した時点で期間満了となる。ただし、(i)適格退職、死亡又は職務不能（それぞれ、以下に定めるとおり）に関連する場合、又は(ii)参加者が当社との雇用終了から90日以内に再雇用される場合を除く。かかる(ii)の場合は、本新株予約権の権利確定及び行使という目的においては、参加者の当社との雇用は継続されていたものと解釈する。

- (3) 参加者の本新株予約権が行使可能となった後に参加者の当社との雇用が終了したとき、本新株予約権は直ちに期間満了となることはなく、行使可能であり続ける。以下の(6)に従うことを条件として、適格退職（以下の(4)に定めるとおり）の場合を除き、本新株予約権は参加者の当社との雇用が終了した90日後に期間満了となる。参加者が当該90日の間に死亡もしくは職務不能となったとき、本新株予約権は雇用終了日から5年が経過した応当日に期間満了となる。
- (4) 65歳以上又は55歳以上で当社との雇用期間が10年以上の参加者の当社との雇用が、正当な理由又は参加者の死亡もしくは職務不能という理由（以下「適格退職」という。）以外の理由で終了するときは、(i)当該雇用終了日が付与日の翌暦年以降の場合、本新株予約権は上記の(1)で定めるとおり権利確定し、又は(ii)当該雇用終了日が付与日と同暦年の場合、本新株予約権の一部は上記の(1)で定めるとおり権利確定する。権利確定をする本新株予約権は、以下の計算式に従って決定される。
- $$(\text{本新株予約権授与の対象となる株数}) \times (\text{その年に勤務した月数 (1ヶ月単位に四捨五入)}) \div 12$$
- 以下の(6)に従うことを条件として、参加者の本新株予約権 ((i)又は(ii)に基づき権利確定するか、又は事前に権利確定するかは問わない。)は雇用終了日から5年を経過した応当日に期間満了となる。
- (5) 死亡又は職務不能の理由により参加者の当社との雇用が終了するときは、(i)当該雇用終了日が付与日の翌暦年以降の場合、本新株予約権は直ちに権利確定し、又は(ii)当該雇用終了日が付与日と同暦年の場合、本新株予約権の一部は直ちに権利確定する。直ちに権利確定する本新株予約権は以下の計算式に従って決定される。
- $$(\text{本新株予約権授与の対象となる株数}) \times (\text{その年に勤務した月数 (1ヶ月単位に四捨五入)}) \div 12$$
- 以下の(6)に従うことを条件として、当該本新株予約権は雇用終了日から5年を経過した応当日に期間満了となる。
- (6) 事前に期間満了とならなかった本新株予約権は、付与日から10年を経過した応当日の営業時間終了時に期間満了となる。本新株予約権が営業日でない日に期間満了となるときは、当該日の直前の営業日の営業時間終了時に期間満了となる。営業日とは、当社普通株式がニューヨーク証券取引所において取引されている日をいう。
- (7) 本プログラムの他の条項にかかわらず（また、本プログラムにおいて定める別の時点において権利確定することに代えて）、参加者の雇用の終了が、支配権の変更（本プログラムに定義される意味を有する。以下同じ。）時又は支配権の変更後24ヶ月以内に、(a)正当な理由以外を理由として当社が雇用を終了させたこと、又は(b)相当な理由により参加者が雇用を終了させたことを原因として生じた場合は、すべての本新株予約権は直ちに権利確定し行使可能となる。

#### 行使方法

- (1) 本プログラムに基づき付与された本新株予約権は、適用される期間満了日に先立ってバクスターに通知することにより、その全部又は一部（ただし、1株単位での行使に限る。）が行使されるものとする。当該通知には、行使される株式の数及び本委員会が要請するその他の情報を明記するものとする。
- (2) 本新株予約権は、行使可能となる（又は権利確定する）日より前又は期間満了日後は行使できないものとする。
- (3) 以下の(4)に従い、本新株予約権の行使に際して取得された各株式の行使価格全額が当該行使時に支払われるものとし（ただし、現金等価物の支払により行使する場合、当該支払は、本新株予約権の行使後、実務上可能な限り早急に行えばよい。）、その後実務上可能な限り早急に、取得された株式を表章する株券が当該株式について権利付与された者に対して交付されるものとする。

- (4) 適用法令に従い、行使価格は、現金もしくは現金等価物、現実の引渡しもしくは証明による当該行使日の公正市場価格で評価された株式の提供、又はこれらの組合せによって支払われるものとする。ただし、(i)当該株式が、その所持人が瑕疵のない権原を有し、何ら先取特権及び担保が付されていない普通株式であり、かつ(ii)当該所持人が6ヶ月以上当該株式を保有しているか、又は公開市場で購入したものでないかぎり、行使価格のいかなる部分の支払にも利用してはならないものとする。

(注5) 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」：

当社には、本新株予約権を購入する権利はない。

本新株予約権は、従業員の雇用の終了等一定の条件の下、期間満了となる。詳細については上記の（注4）を参照のこと。

なお、株式配当、株式分割、株式併合、臨時現金配当、資本再構成、組織変更、合併、統合、分配、分離、会社分割、株式交換又はその他類似の会社取引等、本プログラムに定める一定の組織再編成が生じた場合、本委員会は、(i)付与された本新株予約権と同等の価値を有し、当該取引から発生し、又は当該取引に関係した会社の株式に基づくものであると本委員会が判断するその他の新株予約権又は報奨と当該本新株予約権を交換する権利、及び(ii)当該支払時点において当該本新株予約権が完全に権利確定しているものとして決定される当該本新株予約権の現在価値を現金で支払うことと引換えに、本プログラムに基づき付与された本新株予約権を取消す権利を有する。

(注6) 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」：

合併、統合、組織変更、資本再構成、会社分割、株式配当、株式分割、株式併合、株式交換、もしくはその他当社普通株式に係る配当、又は普通株式に影響を与える企業構成及び資本構成に変更が発生した場合、現在又は将来において本プログラムに基づく本新株予約権の対象となる株式の種類及び数、未行使の本新株予約権の条件（未行使の本新株予約権に基づき発行されうるその株式の価格を含む。）は、本プログラムに基づき参加者に対して既に付与された又は今後付与される本新株予約権の価値を維持するために本委員会の単独の裁量により公平に調整されるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所     | 引受新株予約権数 | 引受けの条件 |
|------------|--------|----------|--------|
| 該当事項なし     | 該当事項なし | 該当事項なし   | 該当事項なし |



## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額                           | 発行諸費用の概算額                       | 差引手取概算額                           |
|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 1,707,420.00米ドル<br>(約179百万円)(見込額) | 25,000.00米ドル<br>(約2.62百万円)(見込額) | 1,682,420.00米ドル<br>(約176百万円)(見込額) |

(注)上記「払込金額の総額」は、付与された新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式数（見込数）に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を乗じた額である。

### （2）【手取金の使途】

手取金の総額：1,682,420.00米ドル（約176百万円）（見込額）

上記の差引手取金概算額1,682,420.00米ドル（約176百万円）（見込額）は、借入金返済、買収、運転資金の追加、設備投資、株式買戻しプログラム及び子会社に対する投資等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容、使途別の金額及び支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

## 第2【売出要項】

該当事項なし。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4【その他】

### 1【法律意見】

当社の上級副社長兼ジェネラル・カウンセルであるショーン・マーティンから、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 当社はアメリカ合衆国デラウェア州法に基づき適法に設立され、かつ同法のもとで有効に存続していること。
- (b) 本書に従った当社普通株式の取得に係る新株予約権証券の当社による付与は、その付与時において、当社のすべての必要な会社手続を経ており、当社はそれに従って適法かつ有効に当該新株予約権証券を付与できること。
- (c) 本書に記載され、現時点で施行されているアメリカ合衆国の法令及びデラウェア州の法令に関する事項が、あらゆる重要な点において正確であること。

### 2【その他の記載事項】

以下は、本プログラムの訳文である。

「

**バクスター インターナショナル インコーポレイテッド  
2015年度インセンティブ・プラン**

第1条  
総則

1.1 目的 デラウェア州の会社であるバクスター インターナショナル インコーポレイテッド（「バクスター」）は、従業員、取締役、コンサルタント、独立した請負業者及び代理店その他当社に役務を提供する者を動機付け、確保し、惹き付けるように考案された様々な経済的インセンティブを提供することによって、株主価値を高め、かつバクスター及びその子会社（総称して「当社」）の利益を増やすために、バクスター インターナショナル インコーポレイテッド 2015年度インセンティブ・プラン（「本プラン」）を設定した。

第2条  
定義語

本プランにおいて使用される用語は、本プランの条項に別段に定義されない限り、以下に記載の意味とする。

- (a) 「関連会社」とは、証券取引所法第12条に基づいて発布された規則12b-2に規定される意味とする。
- (b) 「契約」とは、第8.11条に定める意味とする。

- (c) 「承認日」とは、本プランがバクスターの株主に承認される日をいう。
- (d) 「報奨」とは、本プラン第6条又は第7条に記載される権利付与をいう。
- (e) 「バクスアルタ」とは、バクスターがそのバイオ医薬品事業を譲渡し、バクスターが独立した公開会社として2015年7月1日頃に会社分割を予定するデラウェア州の会社であるバクスアルタ インコーポレイテッドをいう。
- (f) 「受益者」とは、該当する限りにおいて、死亡により参加者の終了日が到来した場合に本プランに基づく参加者の給付の残高を受取るべく参加者が指名した者をいう。受益者の指名は参加者が署名した書面によるものとし、参加者の死亡に先立って本委員会に提出されるものとする。受益者の指名は前文に従って本委員会に提出されたときに有効となるものとする。一名以上の受益者が指名された場合、本プランに基づく参加者の給付残高は当該各受益者に対し頭割りで分配されるものとする。受益者の指名がない場合又は参加者の死亡後に生存している受益者がいない場合、受益者は参加者の遺産とするものとする。
- (g) 「取締役会」とは、バクスターの取締役会をいう。
- (h) 「現金インセンティブ報奨」とは、第7.1条(b)項に定める意味とする。
- (i) 「内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（改正を含む。）をいう。
- (j) 「本委員会」とは、第3.1条に定める意味とする。
- (k) 「発効日」とは、第8.1条に定める意味とする。
- (l) 「適格個人」とは、バクスターもしくは子会社の役員、取締役もしくはその他の従業員、又はバクスターもしくは子会社のコンサルタント、独立した請負業者もしくは代理店、及びバクスターもしくは子会社の役員、従業員、取締役、コンサルタント、独立した請負業者もしくは代理店になることが予想されている者をいい、各場合においてバクスター又は子会社の従業員でない取締役を含む。
- (m) 「証券取引所法」とは、1934年証券取引所法（その改正を含む。）をいう。
- (n) 「期間満了日」とは、第6.9条に定める意味とする。
- (o) 本株式の「公正市場価格」とは、任意の日現在において、本委員会が別段に規定する場合を除き、該当日にニューヨーク証券取引所コンポジット・テープ（ニューヨーク証券取引所で本株式が取引されていない場合は、当該日に取引がされている取引所の終値又は適用される自動通報システムで報告された終値）（「コンポジット・テープ」）で報告された本株式の終値とし、又は当該日に本株式の売買が報告されないときは、売買がコンポジット・テープ（又はその他の適用される取引所もしくは自動通報システム）において最後に報告された日の終値とする。キャッシュレス行使プログラムに従って売却される本株式の公正市場価格の決定においては、公正市場価格は当該本株式の売値とする。
- (p) 「全額報奨」とは、第7.1条(a)項に定める意味とする。

(q)「付与日」とは、報奨が承認される日及び当該報奨について規定する契約に記載される付与日、又は米国以外の参加者に付与される報奨については、現地の適用法令により要請される当該付与日に遅れる日をいう。

(r)「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条に記載される「インセンティブ・ストック・オプション」に適用される要件を満たすことを意図したオプションをいう。

(s)「非適格ストック・オプション」とは、インセンティブ・ストック・オプションとなることが意図されていないオプションをいう。

(t)「オプション」とは、第6.1条(a)項に定める意味とする。

(u)「社外取締役」とは、バクスター又は子会社の役員でも従業員でもないバクスターの取締役をいう。

(v)「参加者」とは、第4条に定める意味とする。

(w)「業績連動型報酬」とは、第7.3条に定める意味とする。

(x)「業績基準」とは、次の一又は複数の基準に基づく業績目標をいう。すなわち、(i)売上高又は純売上高、(ii)粗利益又は売上総利益、(iii)売上原価、営業経費、販売及び管理費、研究開発、事業再編その他の特別又は異常項目、利息、税金費用その他の貯蓄手段を含む費用、(iv)営業利益、利払い前・税引き前・減価償却前利益、純利益、一株当たり利益（基本又は希薄化後）又はその他の収益手段、(v)配当、投資又は設備投資の前又は後の営業活動、投資活動又は財務活動によるキャッシュフローを含むキャッシュフロー、(vi)長期又は短期負債、棚卸資産、買掛金又は売掛金、運転資本又は株主資本を含む貸借対照表の成績、(vii)投資利益率、売上利益率、資産利益率、株主資本利益率を含む利益評価基準、(viii)株価成績又は株主利益率、(ix)創出又は付加された経済的価値、(x)企業買収、事業売却その他の投機を含む重要なプロジェクトの実施又は完遂、プロセス改良、製品又は製造品質、市場浸透率、地理的拡大、製品開発、規制上のもしくは質的な業績、革新もしくは研究目標などを含むその他の戦略的目標の達成。各場合において、業績は、(A)総計又は純額ベースで、(B)租税又は会計費用の累積的影響の差引き前又は後に、(C)他の承認された評価基準に対比して総計又は割合ベースで長期的に、又は他社もしくは他社グループの業績との比較で、又は(D)製品、製品ライン、事業ユニットもしくはセグメント又は地理的ユニットごとに評価することができる。業績目標は、水準を下回った場合には支払がなされない（又は権利確定が生じない）業績最低水準、所定の支払がなされる（又は所定の権利確定が生じる）業績水準、超過しても追加支払のなされない（又は最大限の権利確定が生じる）最高業績水準を含む場合がある。該当する場合、上記の各業績目標は一般会計原則に従って決定され、本委員会の証明を条件とする。ただし、本委員会は、証券取引委員会に提出又は提供された財務成績において特定されている事業再編費、非継続事業、特別事項その他異常な、特別な又は再発しない事象の影響、及び税金又は会計原則の累積的影響を除外する権限を有するものとする。

(y)「者」とは、証券取引所法第3条(a)(9)に定められ、同法第13条(d)及び第14条(d)において修正され使用される意味を有する。ただし、当該用語は、(i)バクスターもしくはその子会社、(ii)バクスターもしくはその関連会社の従業員給付制度に基づいて有価証券を保有する受託会社もしくはその他の受託者、(iii)当該証券の募集に基づき一時的に証券を保有する引受人、又は(iv)バクスターの株主がバクスターの株式の保有割合と実質的に同じ割合の株式を直接的又は間接的に所有している会社を含まないものとする。

(z) 「SAR」又は「株式評価益権」とは、第6.1条(b)項に定める意味とする。

(aa) 「本株式」とは、本プラン第5.2条に従って調整される額面価格1.00米ドルのバクスターの普通株式をいう。

(bb) 「子会社」とは、任意の期間中に、バクスター（又はバクスターを承継する事業体）が直接的又は間接的に支配持分を所有する会社、パートナーシップ、合併事業又はその他の事業体、及びバクスター（又はバクスターを承継する事業体）が直接的又は間接的に重大な持分を有する（有価証券保有によるものであるか否かを問わない。）と本委員会がその裁量で指定するその他の投機的事業をいう。上記にかかわらず、インセンティブ・ストック・オプション又はインセンティブ・ストック・オプションに関する決定の場合には、「子会社」とは内国歳入法第424条(f)の意味の範囲内におけるバクスターの子会社である会社を意味するものとする。

(cc) 「代替報奨」とは、いずれの場合においても、バクスターもしくはいずれかの子会社を買収したか合併した会社によって過去に行われた権利付与又は将来権利付与を行う権利もしくは義務について、その引換え又は代替もしくは交換として、バクスターが付与する報奨又は発行する本株式をいう。

(dd) 「終了日」とは、参加者が当社の従業員であることを停止し、かつ当社のために（取締役又はその他として）重要な役務を遂行することを停止した日をいい、その停止の理由を問わない。ただし、役務の停止理由がバクスター又は参加者の役務の受領者である子会社が承諾する休職である期間中は、「終了日」は生じたものとみなされない。また、社外取締役については、「終了日」とは、理由の如何を問わず社外取締役の社外取締役としての役務が終了した日をいう。

### 第3条 管理

3.1 本委員会による管理 本プランの実施及び管理を支配及び運営する権限は、本第3条に従い、第3.2条に記載する委員会（「本委員会」）に帰属するものとする。本委員会が存在しない場合、又は取締役会が決定するその他の理由がある場合は、取締役会は、本来であれば本委員会の責務であった本プランに基づく措置をとることができるものとする。

3.2 本委員会の選任 バクスターが証券取引所法第16条の適用を受ける限り、本委員会は取締役会により選任され、少なくとも取締役会構成員2名、又は証券取引所法に基づいて公布される規則16b-3に準拠するために求められる2名を上回る人数から成り、適用される株式上場要件の目的において独立である者から構成されるものとする。業績連動型報酬（オプション及びSARを含む。）を構成することを意図した本プランに基づいて付与される報奨はすべて、内国歳入法第162条(m)及び適用規則の意味の範囲内における「社外取締役」2名以上のみから構成される本委員会により付与されるものとする。ただし、発効日時点において、かつその後取締役会が別段に定める時まで引続き、本委員会とは取締役会の報酬委員会であるものとする。

本プランに上記と異なるその他の規定がある場合でも、社外取締役に対する報奨については、本委員会とは取締役会であるものとする。

3.3 本委員会の権限 本プランの実施及び管理を運営及び支配する権限は、以下を条件として、本委員会に帰属するものとする。

(a) 本プランの規定（第3.3条(e)項を含む。）に従い、本委員会は、(i)本プランに基づく報奨を受領する適格個人を選定し、(ii)報奨の受領時期を決定し、(iii)報奨の種類及び当該報奨の対象となる株式数を決定し、(iv)諸条項、業績目標、制限及び当該報奨のその他の規定を設定し、(v)報奨の条件の変更、報奨の取消し又は留保をし、(vi)報奨を再発行又は再購入し、かつ(vii)報奨の行使可能性又は権利確定の時期を早める権限及び裁量を有する。かかる報奨についての決定を行うに際して、本委員会は各個人が提供する役務の質、バクスター又は子会社の成功に対する個人の現在又は潜在的な貢献、及び本委員会が関連すると判断するその他の要素を考慮に入れることができる。

(b) 本プランの規定に従って、本委員会は、業績連動型報酬に適用される要件に準拠するために本プランに基づく報奨が構築される範囲を決定し、かつ、当該報奨が付与される際に当該要件に準拠するために本委員会が必要又は適切であると判断する措置を講じ、手続を確立し、制限を課すための権限及び裁量を有するものとする。

(c) 本プランの規定に従って、本委員会は、本プランを最終的に解釈し、本プランに関連する規則及び規制を設定、修正及び廃止し、本プランに基づき締結される契約の条件及び条項を決定し、本プラン又は報奨における不備又は不作為を是正するとともに矛盾点を調整し、かつ、本プランの終了を含む本プランの管理に必要な又は有益なその他あらゆる決定を下す権限及び裁量を有するものとする。

(d) 本委員会による本プランの解釈及び本プランに基づく本委員会の決定は確定的であり、あらゆる者を拘束する。

(e) 本プランに別途明示的に規定される場合を除き、何らかの報奨に関して本委員会が決定を下す権限を有する場合、かかる決定は当該報奨が付与される際に下されるものとする。ただし、本委員会は当該決定を本委員会が将来下すための権限を留保することができる（ただし、当該留保が、当該報奨が付与される際に行われ、報奨を反映する契約に明記され、かつ適用法により許される場合に限る。）。なお、本プランに含まれるいかなる事項も、本プランに基づきかかる行為が許容される範囲で、未行使の報奨の条件の修正、未行使の報奨の取消しもしくは中断、未行使の報奨の再発行もしくは買戻し、又は未行使の報奨の行使可能性もしくは権利確定の時期の促進にかかる本委員会の権限を制限するものとして解釈されるものではない。

3.4 本委員会による委託 適用法令及び証券取引所の規則により禁じられる範囲を除き、本委員会は自己の責任及び権限の全部又は一部を1名又は複数のその構成員に対して割り当てることができるものとし、かつ、自己の責任及び権限の全部又は一部を本委員会が任命した1名又は複数の者に委託することができるものとする。かかる割当て又は委託は、本委員会がいつでも取消することができる。

3.5 本委員会に提供される情報 当社は本委員会に対し、その義務を遂行するために求められるデータ及び情報を供給するものとする。個人の雇用又は役務の提供、雇用の終了又は役務の提供の中止、休職、再雇用及び報酬に関する当社の記録は、不正確であると決定されない限りすべての者について確定的なものとする。本プランに基づく給付を受領する資格を有する参加者その他の者は、本委員会に対し、本プランの条件を遂行するために望ましいと本委員会が考える証拠、データ又は情報を提供するものとする。

3.6 本委員会の責任及び補償 いかなる本委員会の構成員又は授權代表者も、自身の詐欺又は故意の違反行為による場合を除き、本プランの管理に関連する行為又は不作為について、いかなる者に対しても責任を負わないものとする。また、バクスター又はいずれの子会社も、バクスターもしくは子会社の取締役又は従業員側の詐欺又は故意の違反行為による場合を除き、かかる行為について、いかなる者に対しても責任を負わない。本委員会、その構成員個人及び本プランに基づく本委員会の授權代表者として行動する者は、本委員会機能の遂行を理由として本委員会又はその構成員もしくは授權代表者に対して課されるか、責任負担されるか主張されるあらゆる種類及び性質の責任、損失、費用（弁護士費用を含む。）について、本委員会又はその構成員もしくは授權代表者が不誠実な行為をしたか、当該責任、損失もしくは費用の発生に適用される法又は規制に故意に違反した場合でないならば、バクスターにより補償される。本補償は適用される保険に基づいて利用可能な補償と重複しないものとするが、補完することは許される。

#### 第4条

##### 参加

本プランの条項に従い、本プランにおける「参加者」とは、本プランに基づく報奨が付与される適格個人をいう。本プランの条項に従い、本委員会は随時、適格個人の中から本プランに基づく一又は複数の報奨が与えられる者を決定及び指名するものとし、かつ、本プランの条項に従って、参加者は本プランの規定に基づき許諾される報奨の付与を受けることができ、また、参加者は一以上の報奨の付与を受けることができる。バクスターと参加者が別段に合意する場合又は本プランに別段に規定される場合を除き、本プランに基づく報奨は本プランに基づく過去の報奨又はバクスターもしくはいずれかの子会社により維持されるその他のプランに基づく権利付与に影響を与えないものとする。

#### 第5条

##### 留保される株式及び制限

5.1 本プランの対象となる本株式その他の金額 本プランに基づいて付与される報奨の対象となる本株式は以下の規定に従うものとする。

(a) 本プランに基づいて付与される報奨に関連する本株式は、現在授權されているが未発行であるか、公開市場又は非公開取引で購入した株式を含め、バクスターにより自己株式として保有しているかもしくは今後取得される株式のとする。

(b) 第5.2条の規定に従い、本プランに基づく報奨に関連して発行できる本株式の数は35,000,000株相当とする。本書に別段に規定される場合を除き、何らかの理由で本株式発行をせずに満了、没収、取消、譲渡、終了した報奨の対象となる本株式（現金で決済される報奨に帰属する本株式を含む。）は、本プランのもとで再度利用可能となる。本プランに基づく報奨の対象となる本株式は、当該本株式が、(i)株式で決済されるSARの対象となる本株式であって、当該SARの差金決済の際に発行されなかったか交付されなかった本株式、(ii)未行使の報奨に関連する行使価格又は源泉徴収税の支払のためにバクスターに交付されたかバクスターにより留保される本株式、又は(iii)オプション行使の手取金を使用して公開市場で買い戻された本株式である場合には、本プランに基づく発行に再利用できないものとする。

(c) 全額報奨の対象となる本株式は、第5.1条(b)に定める35,000,000株の上限の計算において、当該報奨につき発行される1株あたり3株として算入されるものとする。当該全額報奨の対象となる本株式について、本株式発行をせずに没収、取消、譲渡又は終了があるか、その他の理由により第5.1条(b)に基づき本プランに戻し入れられる場合には、没収、取消、譲渡又は終了された本株式の株式数の3倍が、本プランに基づく発行のために再度利用可能となる。

(d) 代替報奨は、任意の暦年中に第5.1条(h)項又は第5.1条(i)項に従って本プランに基づいて発行されるかいずれかの参加者に付与された報奨の対象となる本株式を減じないものとする。

(e) 本プランの条件により明示的に規定される場合を除き、直接売買によるか、新株引受権又はワラントの行使によるか、株式の転換又は当該株式もしくはその他の有価証券へ転換可能なバクスターもしくは子会社の義務によるかを問わず、バクスターが、現金もしくは資産又は労働もしくは役務に対していずれかの種類の株式又はいずれかの種類の株式に転換可能な有価証券を発行したとしても、当該時点で本書に基づき未行使の報奨に影響を与えず、かつこれによるいかなる調整もかかる報奨に関連してなされないものとする。

(f) 本委員会が規定する限りにおいて、報奨は本株式ではなく現金で決済することができる。

(g) 本第5.1条の以下の規定に従い、本プランに基づくインセンティブ・ストック・オプションに関連して参加者及びその受益者に交付できる本株式は最大5百万株とする。ただし、インセンティブ・ストック・オプションに適用される規則を満足させるための条件として交付されない株式が本制限に算入しなければならない範囲において、当該規則が本プランに基づいて付与されるインセンティブ・ストック・オプションに対する制限に適用されるものとする。

(h) 第6条（オプション及びSARに関連）に従って任意の暦年中にいずれかの参加者に付与される報奨の対象となる本株式の最大数は2百万株とする。本第5.1条(h)項において、オプションがSARと並行して付与されており、ある株式についてのオプション又はSARの行使が当該株式について並行したSAR又はオプション権をそれぞれ取消す場合、各株式についての並行オプション及びSAR権は、本第5.1条(h)項の制限を適用する目的においては本株式1株を対象とするものとして算入されるものとする。

(i) 業績連動型報酬とすることが意図された全額報奨については、500,000株未満の本株式を、任意の暦年中にいずれかの参加者に付与される報奨の対象とすることができ（報奨の決済が権利確定に先立って生じるか、同時に生じるか、又は権利確定後に生じるかを問わない。）。ただし、業績連動型報酬とすることが意図された本第5.1条(i)項に記載する報奨は、以下の条件に従うものとする。

(i) 報奨が本株式で付与されるが、本株式の交付に代えて相当額の現金が交付される場合、上記の制限は、株式数を現金に転換するために本委員会が使用する方法に基づいて適用されるものとする。

(ii) 本株式が取得されるまで本株式又は現金の交付が繰り延べされる場合には、本株式が取得される日以降の実際又はみなし投資経験を反映するための交付される金額における調整は考慮しないものとする。

(j) 業績連動型報酬とすることが意図された現金インセンティブ報奨については、単年ごとに終了する全業績期間について参加者に支払うことができる最高金額は10,000,000米ドルとする。ただし、業績連動型報酬とすることが意図された本第5.1条(j)項に記載される報奨は以下の条件に従うものとする。

(i) 報奨が現金で付与されるが、現金と等価の本株式が現金交付の代わりとして交付される場合、上記の制限は現金を本株式に転換するために本委員会が使用する方法に基づいて現金に対して適用される。

(ii) 現金が取得されるまで本株式又は現金の交付が繰り延べされる場合、現金が取得される日以降の実際又はみなし投資経験を反映するための交付される金額における調整は考慮しないものとする。



5.2 本株式の調整 株式配当、株式分割、株式併合、臨時現金配当、資本再構成、組織変更、合併、統合、分配、分離、会社分割、株式交換その他類似の会社取引が、本プランに基づく報奨の利益を保護するため又は報奨の給付の拡大を防止するために調整が正当化されると本委員会がその単独の裁量で判断するような影響を本株式に与える場合、本委員会は公平であると判断する方法で、(a)本プランに基づき交付できる本株式の数及び種類を調整し（第5.1条に記載の任意の特定期間中に個人に付与できる本株式の数及び種類の調整を含む。ただし、内国歳入法第422条により認められる場合に限り、それら調整により、インセンティブ・ストック・オプションの対象となる本株式の株式数を増加することができるものとする。）、(b)未行使の報奨の対象となる本株式の数及び種類を調整し、(c)未行使のオプション及びSARの数及び行使価格を調整し、かつ(d)(i)報奨と比肩する価値を有し当該取引から発生し、又は当該取引に関与する会社の株式に基づく本委員会が判断するその他の報奨と報酬を交換すること、及び(ii)支払時点において報奨が完全に権利確定しているものとして決定される報奨の現在価値を現金で支払うことと引換えに報奨を取消すことを含むが、これらに限定されないその他の調整を行うものとする。上記記載に関して、オプション又はSARの価値は、本株式の公正市場価格が行使価格を超過する金額に（ある場合）、オプション又はSARの対象となる本株式の株式数を掛けた金額と同額とする。なお、本株式の公正市場価格が行使価格を超過しない場合には、何らの支払を必要とせずにオプション又はSARを取り消すことができる。

## 第6条

### オプション及びSAR

#### 6.1 定義

(a) 本プランに基づく「オプション」の付与は、当該オプション付与時に本委員会が設定する行使価格で本株式を取得する権利を参加者に付与する。本第6条に基づいて付与されるオプションは、本委員会の裁量により決定されるインセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションのいずれであってもよい。ただし、インセンティブ・ストック・オプションはバクスター又は子会社の従業員に対してのみ付与することができる。オプションは、本委員会により明確にインセンティブ・ストック・オプションであると指定されない限り、非適格ストック・オプションとみなされる。

(b) 「株式評価益権」又は「SAR」の付与は、(i)行使時における特定数の本株式の公正市場価値が(ii)付与時に本委員会が設定した行使価格を超過する額に等しい価値を、現金又は本株式で（本プランの条件に従って決定される。）受領する権利を参加者に付与する。

(c) オプションはSARと並行して付与することができるがその必要はなく、SARはオプションと並行して付与することができるがその必要はないものとする（いずれの場合においても、当初の権利付与が本プランによるものであるか他のプラン又は取決めによるものであるかを問わない。）。オプションがSARと並行して付与されている場合、オプション及びSARの行使価格は同一であるものとし、本株式に関するオプション又はSARの行使は、当該株式について対応する並行SAR又はオプションを取消すものとする。

6.2 適格性 本委員会は本第6条に基づいてオプション又はSARが付与される参加者を指名し、かかる各オプション又はSARの対象となる本株式の数及びその他の諸条項を決定するものとするが、本プランに矛盾してはならない。上記の一般性を制限することなく、本委員会は、本プランに基づいて付与されるオプション又はSARについて配当等価物（現行又は繰延）を付与することができるものとする。ただし、配当等価物は、本株式に関する配当の支払と同時に支払われるか、又はオプションもしくはSARの権利確定まで延期し、（確定した限度で）その確定時点に限り支払われるものとする。なお、いかなる場合においても、配当等価物の支払を、オプション又はSARの行使の際の条件とすることはできない。

6.3 インセンティブ・ストック・オプションに対する制限 本委員会がインセンティブ・ストック・オプションを付与する場合、（当社のあらゆるプランに基づき）任意の暦年に個人により初めて行使できるインセンティブ・ストック・オプションに関する本株式の公正市場価格総額が100,000米ドルを超える限度において、当該オプションは、内国歳入法第422条に義務付けられる範囲内で非適格ストック・オプションとして取り扱われるものとする。

6.4 行使価格 オプション又はSARの「行使価格」は、当該オプション又はSARの付与時に本委員会が設定するものとする。ただし、いかなる場合であっても当該価格は当該日における本株式の1株当たりの公正市場価格（又は、当該日における本株式の額面価格の方が高い場合には額面価格）の100%を下回ってはならない。

6.5 行使／権利確定 本プランに別段に明示的に規定されない限り、本プランに基づいて付与されるオプション又はSARは以下に従って行使できるものとする。

(a) 本第6条に基づいて付与されるオプション又はSARは、適用される期間満了日に先立ってバクスターに通知することにより、その全部又は一部（ただし、1株単位での行使に限る。）が行使されるものとする。当該通知には、行使される本株式の数及び本委員会が要請するその他の情報を明記するものとする。

(b) いかなるオプション又はSARも、行使可能となる（又は権利確定する）日より前又は期間満了日後は行使できないものとする。

(c) オプション又はSARの行使及び権利確定に関する諸条項は、本プランに矛盾しない限度で本委員会が設定し、特定の勤務期間の完了、行使に先立つ業績水準の達成、又は参加者による本株式所有目標の達成に関する条件を含むことができるがこれに限定されないものとする。上記にかかわらず、いかなる場合においても、従業員に付与されたオプション又はSARは、それが付与された日から1年後の応当日より前に行使可能とならず又は権利確定しないものとする（ただし、参加者の死亡もしくは職務不能、又は第8.4条に規定する支配権の変更に関連する場合、本委員会が承諾する限度において、かつ本委員会が決定する諸条項に従って、行使可能及び権利確定が繰り上げられる。）。ただし、上記制限は、全額報奨に基づいて付与された（第7.2条ただし書に基づく権利確定期間が1年未満の本株式の）株式数に加算されたときに、第5.1条(b)に規定する本株式総数の5%（第5.2条に基づく調整後のもの）を超過しない本株式の株式数に関して付与されたオプション及びSARには適用されないものとする。報奨対象の本株式（権利確定期間が1年未満のもの）の一部が第5.1条(b)に基づき再度付与を行うことが可能な場合には、当該本株式は報奨対象となる本株式の株式数（権利確定期間が1年未満のもの）に加算されるものとする。なお、上記要件は、前雇用者による報奨と置き換えるため、新適格参加者への付与には適用されないものとする。

6.6 行使価格の支払 本第6条に基づいて付与されたオプションの行使価格の支払は、以下に従うものとする。

(a) 本第6.6条の以下の規定に従い、オプションの行使に際して取得された各本株式の行使価格全額が当該行使時に支払われるものとし（ただし、現金等価物の使用による行使の場合、支払は、行使後、実務上可能な限り早急に行えばよい。）、その後実務上可能な限り早急に、このように取得された本株式を表章する株券が当該株式を取得する権利のある者に対して交付されるものとする。

(b) 適用法令に従い、行使価格は、現金もしくは現金等価物、現実の引渡しもしくは証明による当該行使日の公正市場価格で評価された本株式の提供、又はこれらの組合せによって支払われるものとする。ただし、その所持人が瑕疵のない権原を有し、何ら先取特権及び担保が付されていない普通株式でないかぎり、本株式を、行使価格のいかなる部分の支払にも利用してはならないものとする。

(c) 本委員会の承認を得た上で、参加者は、参加者に交付された本株式数のうち（行使価格と同等の公正な市場価格の）本株式の一定数を保留することにより、ブローカー支援の非現金取引を通じて、又は適用法令に従い本委員会が承認するその他の方法により、オプションの行使価格の全額又は一部、支払うことができる。

6.7 行使後の制限 本委員会は自己の裁量で、報酬において、オプションの行使に従って取得される本株式に対し、本委員会が望ましいと判断する制限を規定することができる。かかる制限は、本株式の処分に関連する制限、並びに役務、業績、参加者による株式保有数及び本委員会が適切であると判断するその他の要因に基づく没収制限を含むがこれに限定されない。

6.8 価格改定の禁止 第5.2条（本株式の調整に関連）に従う調整又はバクスターの株主の承諾を得た行使価格の引下げを除き、未行使のオプション又はSARの行使価格は付与日以降に引き下げられてはならず、また、本プランに基づいて付与された未行使のオプション又はSARは、より低い行使価格の代替オプション又はSARの付与の対価としてバクスターに引渡してはならないものとする。また、本株式が上場される証券取引所の規則に基づいてバクスターの株主の許可が要求される場合、かかる許可がない限りオプション又はSARの価格改定は許されないものとする。

6.9 期間満了日 オプション又はSARに関する「期間満了日」とは、付与時に本委員会が期間満了日として設定する日をいう。ただし、いかなる場合であっても、オプション又はSARの期間満了日は、当該オプション又はSARが付与された日から10年経過した日（又は法もしくは証券取引所の規則が要求する、これより短い期間）より後の日であってはならないものとする。

（第7条の翻訳省略）

## 第8条 運営及び管理

8.1 発効日及び承認日 本プランは取締役会により採択された日（「発効日」）に効力が発生する。ただし、承認日に先立って本プランに従って付与される報奨は、バクスターの株主による本プランの承認を条件とする。本プランは継続期間の制限がなく、本プランが終了する場合には、本プランに基づいて付与された本株式が発行済みかつ完全に権利確定していないか、本プランに基づくその他の報奨が未行使であり続ける限り、効力を維持するものとする。ただし、本プランが取締役会により採択された日から10年を経過した応当日以降は、いかなる新規の報奨も本プランに基づいて付与されないものとする。なお、上記にかかわらず、承認日が属する年の5年後に開催される最初の株主総会後は、当該総会の際に又はそれ以前の時点で株主が内国歳入法第162条(m)に規定される規則に従って業績基準について再度承認をしされない限り、業績連動型報酬を構成する報奨は付与されない。

8.2 特別取締役条項 本プランにおけるこれと相反するその他の規定にかかわらず、取締役会が別途規定する場合を除き、非従業員取締役に対する権利付与はバクスター インターナショナル インコーポレイテッド非従業員取締役報酬制度（改正を含む。）の条件に従ってなされるものとし、かかる権利付与はすべて本プランに基づいてなされたとみなされる。

8.3 分配に対する制限 本プランに基づく本株式その他の金額の分配は、以下の条件に従うものとする。

(a) 本プランのその他の条項にかかわらず、バクスターは、その交付又は分配が適用法及び証券取引所又はこれに類する事業体の適用要件の全てに準拠する場合を除き、本プランに基づいて本株式を交付し、又は本プランに基づいてその他の利益の分配をする如何なる責任も有しない。

(b) 証券取引所法第16条(a)及び第16条(b)の対象となる参加者の場合、本委員会は随時、本委員会がその単独の裁量において第16条(a)又は第16条(b)及びこれらの規定に基づく規則及び規制を遵守し又はこれらの規定に基づく免除を受けるために必要又は望ましいと判断する条件及び制限を当該参加者に対する報奨又は当該報奨の特徴に追加することができるものとする。

(c) 本プランが本株式の譲渡を反映するための証明書の発行について規定する限度において、当該株式の譲渡は、適用法又は証券取引所規則により禁止されない範囲で、株券の発行をせずにも有効とすることができる。

8.4 支配権の変更の際の権利確定 本委員会により決定される場合及び契約に規定される場合を除いて、報奨の権利確定又は行使可能性が支配権の変更の結果として促進される限度は以下に定めるとおりとする。

(a) 当社が上場廃止となる支配権の変更が生じた場合、又は不行使の報奨に基づく義務を負担することを承諾しない承継会社に当社の資産もしくは当社の株式が譲渡された場合には、第5.2条(d)(ii)に基づき本委員会によって決定される場合を除いて、権利確定されない又は行使可能でない報奨が、支配権の変更の結果のみをもって権利確定がされ、又は行使可能となることはない。

(b) 支配権の変更の際もしくは支配権の変更から24ヶ月以内に、ある参加者の雇用が終了原因がないにもかかわらず当社により終了された場合、又は当該参加者によって正当な理由に基づき終了した場合には、当該参加者の報奨は完全に確定したものとし、また、オプション又はSARの場合には、それらオプション又はSARの当初の失効日まで行使可能なものとして存続するものとする。ただし、報奨の権利確定が目標成績達成度の全部又は一部と連動する場合には、目標成績は目標レベルで達成されたものとみなす。また、本委員会は、本第8.4条(b)の条項の適用条件として、参加者の制限的な誓約（競業の禁止、顧客、被用者の勧誘の禁止、秘密情報の利用禁止、当社を貶める行為又は参加者が知識を有するクレームの対応についての当社への協力の約束を含むがこれらに限定されない。）を含む契約を締結することを参加者に求めることができる。

(c) 本第8.4条に関しては、以下の定義が用いられるものとする：

(i) 「終了原因」とは、(A)当社が参加者に対してその義務の実質的な履行を求める内容の書面の通知後30日を過ぎても治癒されない、参加者が当社に負う義務の意図的かつ継続的な実質的不履行をいう。なお、当該書面通知による要請は、参加者による実質的不履行の態様を特定して行うものとする（ただし、参加者の肉体的又は精神的病気による不履行を除く。）、(B)金銭的損害等の明白かつ重大な損害を当社に生じさせることとなる参加者による意図的な行為、又は(C)深刻なモラルの墮落を伴う参加者による甚だしい非行行為（なお、当該非行行為についての確定は本委員会の合理的な判断により行われるものとする。）。本項との関係で、参加者による作為又は不作為については、それら作為又は不作為が参加者により誠実に行われたもの、かつ当社の最善の利益のために合理的根拠に基づいて行われたものでない限り、意図的に行われたものとみなすものとする。なお、上記にかかわらず、参加者が支配権の変更契約の当事者である場合には、当該参加者に関する「終了原因」は、当該支配権の変更契約に規定される意味を有するものとする。

(ii) 「支配権の変更」とは次のいずれかの事項のうち、最初に生じる事項を意味する。(A)ある者が、直接的又は間接的に、その時点におけるバクスターの発行済有価証券の総議決権の30%以上を有するバクスター（当該者がバクスター又は関連会社より直接取得して実質的に所有する有価証券は含まない。）の有価証券の実質所有者（証券取引法規則第13d-3条に定義される。）である／となる場合（その直前に取締役会の構成員であった者が、その直後に(1)バクスターもしくは合併後もしくは統合後の存続事業体の親会社、又は(2)そのような親会社が存在しない場合には、バクスター又は当該存続事業体の取締役会の多数派を占めることとなった直後に、バクスター又はバクスターの直接／間接子会社による他の法人との合併もしくは統合に関連して実質所有者となった者を除く。）、(B)次に挙げる者が何らかの理由によりその当時の取締役会の多数派を構成しなくなった場合：取締役会による選定もしくは選任、又はバクスター株主による任命もしくは選任が、付与日当時における取締役（付与日に取締役会を構成する取締役、又はその任命、選任もしくは選定が過去に承認もしくは推薦されていた取締役）の3分の2以上の投票により承認もしくは推薦がされた取締役及び新取締役（当初の就任の承諾が、選任結果について実際に異議申立てがされた場合、又はそのような申立てのおそれが存在した場合に関係する取締役を除く。）、(C)バクスター又はバクスターの直接／間接子会社の他の法人もしくは事業体との合併もしくは統合が完了した場合（その直前に取締役会を構成する者がその直後に、(1)バクスターもしくは存続事業体の親会社、又は(2)そのような親会社が存在しない場合には、バクスターもしくは存続事業体の取締役会において多数派を構成することとなる場合の合併もしくは統合を除く。）、又は(D)バクスターの株主がバクスターの清算もしくは解散の計画を承認した場合、又はバクスターによるバクスターの全ての（もしくは実質的に全ての）資産を売却する旨の合意が成立した場合（その直前に取締役会を構成する個人が売却直後に(1)バクスターもしくは資産の売却先もしくは処分先の事業体の親会社、又は(2)そのような親会社のない場合には、バクスターもしくは当該事業体の取締役会の多数派を構成することとなる場合のバクスターによる（もしくは実質的に全ての）資産の売却を除く。）

(iii) 「支配権の変更契約」とは、バクスターの支配権の変更に関連した正当な事由もしくは原因による終了時の恩恵について規定し、取締役会もしくは本委員会により承認された雇用契約、支配権の変更契約もしくは計画、分割契約もしくは計画、又は当社と参加者との間におけるその他の契約もしくは参加者を対象とする計画をいう。

(iv) 「正当な理由」とは、支配権の変更以降に（参加者の書面による明示的な同意を伴わずに）生じる以下の事由のいずれかをいう。(A)付与日に有効な又は適宜増加される参加者の年間基本給の当社による削減；(B)参加者の主たる勤務場所の（支配権の変更直前の主たる勤務場所から50マイルの距離を超える）変更、又は当社が参加者に主たる勤務場所（もしくは許容される転勤）以外での勤務を命じる場合（支配権の変更直前に有効な参加者の出張義務に実質的に抵触しない限度での当社事業のために要求される出張を除く。）又は(c)当社による参加者へのその時点での報酬、もしくは当社の繰延報酬規定に基づく分割報酬が、それら報酬が支払われるべき期日から7日間以内に支払われなかった場合。なお、上記にかかわらず、参加者が支配権の変更契約の当事者である場合の当該参加者についての「正当な理由」とは、当該支配権の変更契約に記載される意味を有するものとする。

8.5 バクスアルタの会社分割による影響 本プランに規定される事項にかかわらず、バクスターが予定するバクスアルタの会社分割の完了の際には、以下の条項を適用するものとする。バクスアルタの会社分割が生じない場合、及びバクスターが当該会社分割計画の中止を発表する場合には、本第8.5条の条項は全て無効とする。

(a) 契約に明示的に規定される場合を除いて、会社分割の効力発生日以前に、その雇用が当社からバクスアルタに承継されることとされる参加者（会社分割の効力発生日に休職中となっている者も含む。）又はバクスターとバクスアルタとの間で締結される譲渡契約書により、会社分割後に、その雇用が当社からバクスアルタに承継されることとされる参加者については、報奨に関して、当該承継により雇用終了事由が生じたものとはみなされず、参加者が会社分割時点で保有する報奨の権利確定は、同参加者のバクスアルタで継続する雇用に基づいて行われるものとする。これより、当該参加者のバクスアルタにおける雇用が、報奨の完全な権利確定前に終了した場合には、報奨は当該終了日においてあたかも当社がその雇用を終了するのと同じ範囲で没収されるものとする。米国財務省規則第1.409A-1(h)(4)により許容される限りで、上記承継が生じたことのみを理由として、内国歳入法第409条Aに定義される離職が参加者に生じたものとは解さないものとする。

(b) 本委員会は、会社分割前後（なお前後の期間はそれぞれ異なる実績期間とする。）の2015年の配分に基づいて、別々の2015年キャッシュ・インセンティブ報奨を付与することができ、第5.1条(j)に規定する限度額は、総額ベースで、両期間に関し支払われたキャッシュ・インセンティブ報奨合計額に適用されるものとする。2015年の前期分のキャッシュ・インセンティブ報奨の支払は、同様の条件を前提として、キャッシュ・インセンティブ報奨の2015年の後期分の支払と同じ時点で行われるものとする。

(c) 参加者が会社分割の時点で保有するそれぞれのオプション、SAR及び全額報奨は、バクスターとバクスアルタとの間で締結される従業員事項契約書に記載されるものと同様の方法で調整されるものとする。当該報奨の行使又は権利確定に当たり発行される株式又は行われる支払は、参加者がその行使又は付与の時点で当社又はバクスアルタのいずれかに雇用されているかを問わず、当社により発行又は支払われるものとする。当該調整が報奨の対象となる本株式の株式数を減少させる限りにおいて、調整後の報奨の対象となる株式数を超過する当初の報奨の対象となる本株式の株式数は、第5.1条(b)の規定に従い、再度付与に用いることができるものとする。

8.6 没収及び払戻し 本プラン又は契約の規定と矛盾する場合であっても、以下の事項を適用するものとする。

(a) 本委員会は、その他適用される報奨の権利確定又は遂行条件に加えて、一定の事由が発生した場合に、報奨に関する参加者の権利、支払及び利益が削減、取消し、没収（額面価額による株式の買戻しを含む。）又は回収されることについて契約に規定することができる。当該事由は、参加者の源泉徴収義務のために必要な金額の送金の懈怠、終了原因による雇用の終了、参加者による当社、関連会社もしくは子会社へのサービス提供の終了、当社、関連会社もしくは子会社のポリシーの重大な違反、競業避止義務、守秘義務その他参加者に適用される誓約条項の違反、又は当社、関連会社もしくは子会社の事業もしくは評価に悪影響を与える参加者による行為を含むものとする（ただし、これらに限定されない。）。

(b) 有価証券の関連法令に基づく財務報告義務に関する当社の重大な不遵守、不正行為の結果により、当社が会計の修正を行うことが要請される場合において、参加者が悪意もしくは重過失により当該不正行為に関与した場合、悪意もしくは重過失により当該不正行為を防止できなかった場合、又は参加者が上場企業会計改革及び投資家保護法(2002年)第304条の自動没収の対象とされる個人である場合には、同条により許容される限度において、参加者は、最初の公募後又は米国証券取引委員会への当該財務報告義務に基づく届出後（いずれであっても）12ヶ月間において、報奨の決済により得た又は生じた金額を当社に支払わなければならない。

(c) ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第954条の規定に基づいて、証券取引法第10章Dに基づき規定された規則を遵守するためにバクスターにより採用されたポリシーが参加者に報奨の没収又は当該報奨につき支払われた金銭の返済を必要とする限度で、当該ポリシーは全ての未行使の報奨に当該規則が義務付ける限度で組み込まれ、また、当該規則の対象となる全ての参加者は報奨を受け入れることにより、本委員会が当該規則を遵守するために必要又は適切と考える条項が当該参加者が締結する契約に組み込まれることに同意したものとみなす。

8.7 源泉徴収 本プランに基づくあらゆる報奨及びその他の支払は、すべての適用税金の源泉徴収の対象となり、本委員会の同意を得た上で、参加者が既に保有しているか本プランに基づき参加者が別途権利を有する本株式の引渡しによって、かかる源泉徴収義務を満足させることができるものとする。ただし、参加者が保有し続けている過去に保有された本株式又は本プランに基づき参加者が権利を有する本株式は、本委員会の同意を得て、適用法が要請する最少の源泉徴収（又は会計上マイナスの影響を及ぼさないその他の税率）を満足させるためにのみ使用できるものとする。

8.8 譲渡性 本プランに基づく報奨は、参加者の遺言によるか遺産相続及び分割に関する法律により指定される場合、又は本委員会が規定する限度において適格家庭関係令に従う場合（内国歳入法及び同法に基づく適用規則が意味する範囲内で）を除き、譲渡できないものとする。本プランに基づく報奨を受領する参加者が当該報奨を行使する権限を有する限り、当該報奨は参加者の生存中参加者のみにより行使可能とする。本第8.5条の上記規定にかかわらず、本委員会は、本プランに基づく報奨が、参加者の家族に対して又は参加者の家族の利益となるように（参加者の家族の利益となる信託又はパートナーシップに対するものを含むがこれに限定されない。）本委員会が設定する手続に従って譲渡されることを許諾できるものとする。いかなる場合であっても、インセンティブ・ストック・オプションは、かかる譲渡性が内国歳入法第422条に基づき当該オプションに適用される要件に違反する限りは譲渡できないものとする。

8.9 通知 本プランに基づき本委員会に提出が求められる通知又は書類は、バクスターの場合であれば、その主たる営業所に所在する本委員会に対して交付するか郵便料金前払いの書留郵便で郵送した場合に適正に提出されたものとなる。本委員会は、影響を受ける者に対して事前に書面で通知することにより、かかる通知手順を随時変更できるものとする。本プランに基づき要求される通知はすべて（選択の通知を除く。）、通知をする権利のある者がこれを撤回することができる。

8.10 選択の様式及び時期 本書に別段の規定がない限り、参加者もしくは本プランに基づく給付を受ける資格を有するその他の者がなすことが求められる又は許可される各選択、並びに許可された当該選択の修正又は撤回は、本委員会が要求する時期に、本委員会が要求する様式で、本委員会が要求する制約及び制限に従って（本プランの条件に矛盾しないこと。）書面により適切な本委員会に提出するものとする。

8.11 バクスター又は子会社との契約 本プランに基づく参加者に対する報奨の際に、本委員会は参加者に対して、バクスター又は該当する場合には子会社との間で、本プランの条件及び本委員会がその単独の裁量で規定する追加条項（本プランに矛盾しないこと。）に合意する旨の契約（「契約」）を本委員会が特定する様式で締結するよう求めることができる。

#### 8.12 黙示的権利の制限

(a) 参加者もその他いずれの者も、本プランを理由として、当社がその単独の裁量において本プランに基づく債務を見越して引き当てる特定の資金、資産その他の財産を含むがこれに限定されない、いかなる当社の資産、資金又は財産に対しても、権利又は所有権を取得するものではない。参加者は本プランに基づき支払われるべき、当社のいかなる資産によっても担保されない金額に対する契約上の権利（もしあれば）のみを有する。本プランのいかなる条項によっても、子会社の資産がいずれかの者に対して給付の支払をするに足ることを当社が保証するものではない。

(b) 本プランは雇用又は役務継続の契約を構成するものではなく、参加者としての選任はいかなる従業員に対しても当社における雇用又は勤務を維持される権利を与えるものではなく、かつ、本プランに基づくいかなる給付に対する権利又は請求権を与えるものでもないが、かかる権利又は請求権が本プランの条件に基づき明確に発生している場合はこの限りでない。本プランに別段に規定される場合を除き、本プランに基づく如何なる報奨も、その保有者に対し、その者が当該権利を受領するための役務要件のすべて及びその他の条件を満たし、かつ本株式がその者の名で登録される日に先立って、バクスターの株主としての権利を付与するものではない。

8.13 証拠 本プランに基づきいずれかの者に対して要求される証拠として、証明書、宣誓書、行為者が適切かつ信頼できると考える書面又はその他の情報であって適切な当事者により署名、作成もしくは提示されたものを求めることができるものとする。

8.14 バクスター又は子会社の行為 バクスター又は子会社により行われることが求められるか許諾される行為はすべて、その取締役会の決議によるか、取締役会のために行うことを適正に授權されている取締役会の1名又は複数の構成員（取締役会委員会を含む。）の決議によるか、又は（適用法令又は証券取引所の規則に禁止される範囲を除き）バクスターの適正に授權された役員の行為によるものとする。

8.15 性別及び数 文脈が許す場合、一つの性別での語は別の性別を含み、単一形での語は複数形を含み、複数形は単一形を含み、かつ「又は」との用語は「及び／又は」をも意味し、「含む」との用語は「含むがこれに限定されない」との意味するものとする。

8.16 適用法 本プランの条項は、法の選択の原則にかかわらず、デラウェア州の法に従って解釈されるものとする。



8.17 外国人従業員 本プランにおけるこれと相反するその他の規定にかかわらず、本委員会は外国国籍の適格者に対して、本プランの目的の達成を助長し促進するために必要又は望ましいと本委員会が判断する、本プランに定める条件と異なる条件で、報奨を付与することができるものとする。当該目的の推進において、本委員会は、バクスター又は子会社が営業するか従業員を有する他国又は他法域の法律の条項に準拠するために必要又は有益な修正、改正を行い、手続及び付属プランを策定することができるものとする。

## 第9条 修正及び終了

取締役会は、随時、本プランを修正又は終了できるものとし、取締役会又は本委員会は、いかなる契約をも修正することができるものとする。ただし、いかなる修正又は終了も、影響を受ける参加者（又は、参加者がその時点で生存していない場合及び該当する場合には、影響を受ける受益者）による当該変更に対する書面による同意を得ない場合、当該変更が取締役会（又は該当する場合は本委員会）により採択される前に、参加者又は該当する場合は本プランに基づいて報奨を付与される受益者の権利に悪影響を及ぼすことはできないものとし、更に、第5.2条に基づく調整は本第9条の上記の制限の対象とならないものとし、また、第6.8条（オプション及びSARの価格改定に関連）の条項に対しては、バクスターの株主の承諾がなければ、いかなる修正もなされないものとし、かつ、修正に対するバクスター株主の承諾が法律又は本株式が上場されている証券取引所の規則により要求される場合には、その他いかなる修正もバクスターの株主の承諾なく本プランに対して行うことができないものとする。本プランの条項又は本プランに基づいて付与された報奨が内国歳入法第409条Aの対象となる限度において、本プラン及び報奨が内国歳入法第409条Aの要件に従い、かつ本プラン及び報奨が当該要件に従って誠実に管理されるときともに本委員会が第409条Aの要件に準拠するために未行使の報奨を修正する権限を有することは、バクスターの意図するところである。上記の一般性を制限することなく、第409条Aの対象となる繰延報酬を構成するための報奨（「第409条A報奨」）が誠実に本委員会により決定される限度において、(i)第409条A報奨の権利確定又は決済が雇用終了を条件とする場合で、かつ、参加者が第409条Aに定義される離職ではない雇用の終了をする場合には、報奨は当該雇用の終了日に権利確定するものとし（ただし、支払は参加者の離職又は死亡まで繰り延べられるものとする。）、また、(ii)離職日において参加者自身がバクスター・インターナショナル・コーポレイテッド及び子会社の繰延報酬プランに定義される特定の従業員である場合、当該離職を理由として支払がされることとなる第409条A報奨に関する支払（前記により繰り延べられた金額を含む。）は、当該参加者の離職又は死亡が属する月の7ヶ月後の初日まで繰り延べられるものとする。上記にかかわらず、当社は本プランに基づく報奨が第409条Aに準拠することを保証するものではなく、本委員会は当該準拠を生じさせるために報奨に対して何らかの変更を加える義務を負うものではない。

」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【追完情報】

### 1. 新株予約権の募集について（2020年6月1日）

当社は、2020年6月1日（以下「付与日」という。）に、本邦以外の地域において新株予約権証券を発行した。かかる発行は、2015年2月17日に開催された当社取締役会によって採用され、2015年5月5日の株主総会で承認された「バクスター インターナショナル インコーポレイテッド 2015年度インセンティブ・プラン」（以下「本プログラム」という。）に基づき、当社の取締役会の報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）より権限の付与を受けた、当社のインセンティブ委員会（以下「インセンティブ委員会」という。）による承認を受けて行われた。当該募集は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に定める事由に該当する。

本第1項において円で表示されている金額は、別途記載されている場合を除いて、2020年6月1日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値、1.00米ドル＝107.74円の為替レートで換算された金額である。

#### （1）有価証券の種類及び銘柄

当社記名式額面1.00米ドル普通株式（以下「本普通株式」という。）の取得に係る新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）

#### （2）発行数

41,589個

#### （3）発行価格

0.00米ドル（0円）

#### （4）発行価額の総額

0.00米ドル（0円）

#### （5）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

種類：

当社記名式額面1.00米ドル普通株式

（注）本新株予約権の行使にあたり交付される株式は、（i）未発行の授權株式又は（ii）当社が自己株式として保有している発行済株式により構成される。

内容：

当社の修正・再記述基本定款は、当社が普通株式及び優先株式の2種類の授權株式資本を発行することができる旨を規定する。取締役会により設定されるあらゆる優先株式のあらゆる優先権に服しつつ、普通株式所有者は、当社が配当支払のために合法的に使用可能な資金の中から、取締役会が随時決定することのできる配当金に対する権利を有する。普通株式所有者は、独占的議決権（普通株式1株につき1議決権）を有する。ただし、将来発行される可能性のあるいずれかの優先株式に対して取締役会が議決権を定める場合、その範囲の議決権を例外とする。当社の清算、解散、又は閉鎖時において、普通株式所有者は、債権者に対する支払措置を執った後、及び優先株式所有者に対する残余財産優先権による支払がある場合はその支払の後、残存するあらゆる資産を比例分配で受け取る権利を有する。

優先株式の発行は、可能性のある買収及びその他の会社目的に関連する望ましい柔軟性を提供する一方で、当社の発行済議決権株式の過半数を、第三者が取得することをより困難にするような、又は第三者が取得を試みるための意欲をそぐような効果をもたらす可能性がある。2020年6月23日時点において、当社の発行済優先株式は一切存在しない。

数：

本新株予約権1個当たり本普通株式1株

すべての本新株予約権が行使された場合の総株式数：41,589株

（ただし、株式配当、株式分割、株式併合、臨時現金配当、資本再構成、組織変更、合併、統合、分配、分離、会社分割、株式交換等、本プログラムに定める一定の組織再編等が生じた場合、報酬委員会が単独の裁量で公平と判断する方法により調整を行う。）

#### （6）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株当たり90.39米ドル（約9,739円）（付与日現在の当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値）

すべての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額：3,759,229.71米ドル（約405百万円）。

（ただし、株式配当、株式分割、株式併合、臨時現金配当、資本再構成、組織変更、合併、統合、分配、分離、会社分割、株式交換等、本プログラムに定める一定の組織再編等が生じた場合、報酬委員会が、現在又は将来において本プログラムに基づく本新株予約権の対象となる株式の種類及び数、未行使の本新株予約権の条件（未行使の本新株予約権に基づき発行されるその株式の価格を含む。）について、単独の裁量で公平と判断する方法により調整を行う。）

#### （7）新株予約権の行使期間

2021年6月1日から2030年6月1日まで。なお、本新株予約権は、次のスケジュールに従い行使可能となる：（i）付与日から1年を経過した当日に3分の1、（ii）付与日から2年を経過した当日に3分の1、（iii）付与日から3年を経過した当日に残りすべて。ただし、被付与者の死亡、職務不能、退職、もしくはそれ以外の理由により雇用が終了したとき、又は、当社の支配権の変更（本プログラムに定義される意味を有する。）が生じたときは、特別な規則が適用されることがある。

#### （8）新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記（7）の行使期間内に行使する必要がある、また、被付与者は、報酬委員会又はインセンティブ委員会が決定し、被付与者に配布された本新株予約権の条項に定められた方法に従い本新株予約権を行使する必要がある。

被付与者の本新株予約権の行使の権利並びに当社の本株式の発行及び譲渡の義務は、証券取引所のすべての要件及びすべての適用法令の適用を受け、また、必要に応じて政府又は監督当局による承認を条件とする。

#### （9）新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり1.00米ドル（107.74円）

#### （10）新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡は、遺言又は遺産相続及び分割に関する法律による場合を除き、禁止されている。

#### （11）発行方法

当社及びその子会社の適格従業員2名への割当て

**(12) 引受人の氏名又は名称**

該当事項なし

**(13) 募集を行う地域**

アメリカ合衆国

**(14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期**

手取金の総額：3,734,229.71米ドル（約402百万円）

（注）手取金の総額（3,734,229.71米ドル（約402百万円））は、すべての新株予約権が行使された場合の払込金額総額（3,759,229.71米ドル（約405百万円））から、発行諸費用の概算額（25,000.00米ドル（約2.69百万円））を控除した額である。

上記の差引手取金概算額（3,734,229.71米ドル（約402百万円））は、借入金返済、買収、運転資金の追加、設備投資、株式買戻し及びリファイナンスプログラム並びに子会社に対する投資等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容、用途別の金額及び支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

**(15) 新規発行年月日**

2020年6月1日（現地時間）

**(16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称**

該当事項なし

**(17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者**

本新株予約権の取得者は、当社又は当社の子会社の適格従業員2名である。

**(18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係**

本新株予約権の取得者は、当社又は当社の子会社の従業員である。

**(19) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容**

上記以外に該当事項なし

**(20) 資本金の額及び発行済株式総数**

（i）2019年12月31日現在の資本金の額  
683百万米ドル（約73,586百万円）

（ii）2019年12月31日現在の発行済株式総数  
普通株式： 683,494,944株  
優先株式： 0株

**2. 新株予約権の募集について（2020年9月1日）**

当社は、2020年9月1日（以下「付与日」という。）に、本邦以外の地域において新株予約権証券を発行した。かかる発行は、（i）2011年2月14日・15日に開催された当社取締役会によって採用され、2011年5月3日の年次株主総会で承認された「バクスター インターナショナル インコーポレイテッド 2011年度インセンティブ・プラン」（以下「2011年度プログラム」という。）又は（ii）2015年2月17日に開催された当社取締役会によって採用され、

2015年5月5日の年次株主総会で承認された「バクスター インターナショナル インコーポレイテッド 2015年度インセンティブ・プラン」（以下「2015年度プログラム」という。）に基づき、当社の取締役会の報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）による決定を受けて行われた。当該募集は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に定める事由に該当する。

本第2項において円で表示されている金額は、別途記載されている場合を除いて、2020年9月1日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値、1.00米ドル＝105.89円の為替レートで換算された金額である。

### （1）有価証券の種類及び銘柄

当社記名式額面1.00米ドル普通株式（以下「本普通株式」という。）の取得に係る新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）

### （2）発行数

（i）26,454個（2011年度プログラム）

（ii）60,000個（2015年度プログラム）

付与日に発行される本新株予約権の総数：86,454個

### （3）発行価格

0.00米ドル（0円）

### （4）発行価額の総額

0.00米ドル（0円）

### （5）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

種類：

当社記名式額面1.00米ドル普通株式

（注）本新株予約権の行使にあたり交付される株式は、（i）未発行の授權株式又は（ii）当社が自己株式として保有している発行済株式により構成される。

内容：

当社の修正・再記述基本定款は、当社が普通株式及び優先株式の2種類の授權株式資本を発行することができる旨を規定する。取締役会により設定されるあらゆる優先株式のあらゆる優先権に服しつつ、普通株式所有者は、当社が配当支払のために合法的に使用可能な資金の中から、取締役会が随時決定することのできる配当金に対する権利を有する。普通株式所有者は、独占的議決権（普通株式1株につき1議決権）を有する。ただし、将来発行される可能性のあるいずれかの優先株式に対して取締役会が議決権を定める場合、その範囲の議決権を例外とする。当社の清算、解散、又は閉鎖時において、普通株式所有者は、債権者に対する支払措置を執った後、及び優先株式所有者に対する残余財産優先権による支払がある場合はその支払の後、残存するあらゆる資産を比例分配で受け取る権利を有する。

優先株式の発行は、可能性のある買収及びその他の会社目的に関連する望ましい柔軟性を提供する一方で、当社の発行済議決権株式の過半数を、第三者が取得することをより困難にするような、又は第三者が取得を試みるための意欲をそぐような効果をもたらす可能性がある。2020年9月28日時点において、当社の発行済優先株式は一切存在しない。

数：

本新株予約権1個当たり本普通株式1株

すべての本新株予約権が行使された場合の総株式数：86,454株

（ただし、株式配当、株式分割、株式併合、臨時現金配当、資本再構成、組織変更、合併、統合、分配、分離、会社分割、株式交換等、2011年度プログラム又は2015年度プログラムに定める一定の組織再編等が生じた場合、報酬委員会が単独の裁量で公平と判断する方法により調整を行う。）

## （６）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株当たり85.55米ドル（約9,059円）（付与日現在の当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値）

すべての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額：7,396,139.70米ドル（約783百万円）。

（ただし、株式配当、株式分割、株式併合、臨時現金配当、資本再構成、組織変更、合併、統合、分配、分離、会社分割、株式交換等、2011年度プログラム又は2015年度プログラムに定める一定の組織再編等が生じた場合、報酬委員会が、現在又は将来において2011年度プログラム又は2015年度プログラムに基づく本新株予約権の対象となる株式の種類及び数、未行使の本新株予約権の条件（未行使の本新株予約権に基づき発行されるその株式の価格を含む。）について、単独の裁量で公平と判断する方法により調整を行う。）

## （７）新株予約権の行使期間

2021年9月1日から2030年9月1日まで。2011年度プログラムに基づき従業員1名に付与される954個の本新株予約権は、次のスケジュールに従い行使可能となる：（i）付与日から1年を経過した応当日に3分の1、（ii）2022年6月1日に3分の1、（iii）2023年6月1日に残りすべて。その他の従業員に付与される本新株予約権は、次のスケジュールに従い行使可能となる：（i）付与日から1年を経過した応当日に3分の1、（ii）付与日から2年を経過した応当日に3分の1、（iii）付与日から3年を経過した応当日に残りすべて。ただし、被付与者の死亡、職務不能、退職、もしくはそれ以外の理由により雇用が終了したとき、又は、当社の支配権の変更（2011年度プログラム又は2015年度プログラムに定義される意味を有する。）が生じたときは、特別な規則が適用されることがある。

## （８）新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記（７）の行使期間内に行使する必要があり、また、被付与者は、報酬委員会が決定し、被付与者に配布された本新株予約権の条項に定められた方法に従い本新株予約権を行使する必要がある。

被付与者の本新株予約権の行使の権利並びに当社の本株式の発行及び譲渡の義務は、証券取引所のすべての要件及びすべての適用法令の適用を受け、また、必要に応じて政府又は監督当局による承認を条件とする。

## （９）新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり1.00米ドル（105.89円）

## （10）新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡は、遺言又は遺産相続及び分割に関する法律による場合を除き、禁止されている。

## （11）発行方法

当社及びその子会社の適格従業員6名への割当て

## （12）引受人の氏名又は名称

該当事項なし

## （13）募集を行う地域

スイス、タイ及びアメリカ合衆国

## （14）提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：7,371,139.70米ドル（約781百万円）

（注）手取金の総額（7,371,139.70米ドル（約781百万円））は、すべての新株予約権が行使された場合の払込金額総額（7,396,139.70米ドル（約783百万円））から、発行諸費用の概算額（25,000.00米ドル（約2.65百万円））を控除した額である。

上記の差引手取金概算額（7,371,139.70米ドル（約781百万円））は、借入金返済、買収、運転資金の追加、設備投資、株式買戻し及びリファイナンスプログラム並びに子会社に対する投資等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容、使途別の金額及び支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

**（15）新規発行年月日**

2020年9月1日（現地時間）

**（16）当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称**

該当事項なし

**（17）当該新株予約権証券を取得しようとする者**

本新株予約権の取得者は、当社又は当社の子会社の適格従業員6名である。

**（18）出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係**

本新株予約権の取得者は、当社又は当社の子会社の従業員である。

**（19）保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容**

上記以外に該当事項なし

**（20）資本金の額及び発行済株式総数**

（i） 2019年12月31日現在の資本金の額  
683百万米ドル（約72,323百万円）

（ii） 2019年12月31日現在の発行済株式総数  
普通株式： 683,494,944株  
優先株式： 0株

**３．事業等のリスクの変更**

当社は、本届出書の提出日現在、本届出書に組み込まれる外国会社報告書及び外国会社半期報告書並びにそれらの補足書類に記載した「事業等のリスク」の内容及び将来に関する事項について、重要な変更はないものと判断している。

#### 4. 最近事業年度の次の事業年度の業績の概要

当社は、2021年2月11日に、2020年12月31日に終了した事業年度についてのForm 10-Kによる年次報告書（以下「Form 10-K」という。）を米国証券取引委員会へ提出した。以下の財務情報は、2020年12月31日に終了した事業年度についてのForm 10-Kから抜粋されたものであり、Form 10-KのItem 8中の連結財務書類に対する注記と併せて読まれるべきである。投資家においては、当社の連結財務書類の全文については、Form 10-K（及びそこに記載されたリスク要因）を参照されたい。



## 連結貸借対照表

|                             | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| <hr/>                       |               |               |
| (株式情報を除き、単位：百万ドル)           |               |               |
| <b>流動資産</b>                 |               |               |
| 現金及び現金同等物                   | \$ 3,730      | \$ 3,335      |
| 売掛金                         |               |               |
| 以下の引当金考慮後：                  |               |               |
| 2020年－125百万ドル、2019年－112百万ドル | 2,077         | 1,896         |
| 棚卸資産                        | 1,916         | 1,653         |
| 前払費用及びその他の流動資産              | 688           | 619           |
| <b>流動資産合計</b>               |               |               |
|                             | 8,411         | 7,503         |
| 有形固定資産－純額                   | 4,722         | 4,512         |
| のれん                         | 3,217         | 3,030         |
| その他の無形資産－純額                 | 1,671         | 1,471         |
| オペレーティングリース使用権資産            | 603           | 608           |
| その他の非流動資産                   | 1,395         | 1,069         |
| <b>資産合計</b>                 |               |               |
|                             | \$ 20,019     | \$ 18,193     |
| <hr/>                       |               |               |
| <b>流動負債</b>                 |               |               |
| 短期借入債務                      | \$ -          | \$ 226        |
| 1年以内に満期の到来する長期借入債務及びリース債務   | 406           | 315           |
| 買掛金及び未払債務                   | 2,927         | 2,689         |
| <b>流動負債合計</b>               |               |               |
|                             | 3,333         | 3,230         |
| 長期借入債務及びリース債務               | 5,786         | 4,809         |
| オペレーティングリース債務               | 501           | 510           |
| その他の長期負債                    | 1,673         | 1,732         |
| <b>負債合計</b>                 |               |               |
|                             | 11,293        | 10,281        |
| 契約債務及び偶発債務                  |               |               |
| <hr/>                       |               |               |
| <b>資本</b>                   |               |               |

|                                       |                  |                  |
|---------------------------------------|------------------|------------------|
| 普通株式、額面1株当たり1ドル                       |                  |                  |
| 授權株式数：2,000,000,000株                  |                  |                  |
| 発行済株式数：2020年及び2019年－683,494,944株      | 683              | 683              |
| 普通自己株式（取得原価）                          |                  |                  |
| 2020年－178,580,208株、2019年－177,340,358株 | (11,051)         | (10,764)         |
| 資本準備金                                 | 6,043            | 5,955            |
| 利益剰余金                                 | 16,328           | 15,718           |
|                                       | (3,314)          | (3,710)          |
| その他の包括(損失)利益累計額                       |                  |                  |
| <b>バクスターの株主持分合計</b>                   | <b>8,689</b>     | <b>7,882</b>     |
| <b>非支配持分</b>                          | <b>37</b>        | <b>30</b>        |
| <b>資本合計</b>                           | <b>8,726</b>     | <b>7,912</b>     |
| <b>負債及び資本合計</b>                       | <b>\$ 20,019</b> | <b>\$ 18,193</b> |

Form 10-KのItem 8中の連結財務書類に対する注記は、連結財務書類の重要な一部である。

連結損益計算書

12月31日終了事業年度

（株式情報を除き、単位：百万）

純売上高

\$ 11,673 \$ 11,362 \$ 11,099

売上原価

7,086 6,601 6,340

売上総利益

4,587 4,761 4,759

販売費及び一般管理費

2,469 2,535 2,620

研究開発費

521 595 654

その他の営業利益－純額

(19) (141) (99)

営業利益

1,616 1,772 1,584

支払利息－純額

134 71 45

その他の(利益)費用－純額

190 731 (78)

継続事業による法人税等考慮前利益

1,292 970 1,617

法人税等

182 (41) 65

継続事業による当期純利益

1,110 1,011 1,552

非継続事業による損失（税引後）

- - (6)

当期純利益

1,110 1,011 1,546

控除：非支配持分に帰属する当期純利益

8 10 -

バクスター株主に帰属する当期純利益

\$ 1,102 \$ 1,001 \$ 1,546

継続事業による普通株式1株当たり利益

基本

\$ 2.17 \$ 1.97 \$ 2.91

希薄化後

\$ 2.13 \$ 1.93 \$ 2.84

**非継続事業による普通株式1株当たり損失**

|      |    |   |    |        |
|------|----|---|----|--------|
| 基本   |    |   |    | (0.01) |
|      | \$ | - | \$ | -      |
| 希薄化後 |    |   |    | (0.01) |
|      | \$ | - | \$ | -      |

**普通株式1株当たり利益**

|      |    |      |    |      |
|------|----|------|----|------|
| 基本   |    |      |    |      |
|      | \$ | 2.17 | \$ | 1.97 |
| 希薄化後 |    |      |    |      |
|      | \$ | 2.13 | \$ | 1.93 |

**加重平均発行済普通株式数**

|      |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|
| 基本   | 509 | 509 | 534 |
| 希薄化後 | 517 | 519 | 546 |

Form 10-KのItem 8中の連結財務書類に対する注記は、連結財務書類の重要な一部である。

## 連結包括利益計算書

12月31日終了事業年度

|                           | 2020年    | 2019年    | 2018年    |
|---------------------------|----------|----------|----------|
| (単位：百万ドル)                 |          |          |          |
| 当期純利益                     | \$ 1,110 | \$ 1,011 | \$ 1,546 |
| その他の包括(損失)利益－税引後：         |          |          |          |
| 外貨換算調整額                   |          |          |          |
| 以下の法人税等費用（税務上のベネフィット）考慮後： |          |          |          |
| 2020年－(51)百万ドル            |          |          |          |
| 2019年－(5)百万ドル             |          | (95)     | (323)    |
| 2018年－(52)百万ドル            | 367      |          |          |
| 年金及びその他の退職後給付制度           |          |          |          |
| 以下の法人税等費用考慮後：             |          |          |          |
| 2020年－40百万ドル              |          |          |          |
| 2019年－130百万ドル             |          |          |          |
| 2018年－10百万ドル              | 141      | 408      | 33       |
| ヘッジ活動                     |          |          |          |
| 以下の法人税等費用（税務上のベネフィット）考慮後： |          |          |          |
| 2020年－(34)百万ドル            |          |          |          |
| 2019年－(11)百万ドル            | (112)    | (39)     |          |
| 2018年－3百万ドル               |          |          | 9        |
| その他の包括(損失)利益合計－税引後        | 396      | 274      | (281)    |
| 包括利益                      | 1,506    | 1,285    | 1,265    |
| 控除：非支配持分に帰属する包括利益         | 8        | 10       | -        |
| バクスター株主に帰属する包括利益          | \$ 1,498 | \$ 1,275 | \$ 1,265 |

Form 10-KのItem 8中の連結財務書類に対する注記は、連結財務書類の重要な一部である。

## 連結株主持分変動表

|                   | バクスター インターナショナル インコーポレイテッド株主持分 |          |             |            |           |           |                        |                     |           |            |
|-------------------|--------------------------------|----------|-------------|------------|-----------|-----------|------------------------|---------------------|-----------|------------|
|                   | 普通<br>株式数                      | 普通<br>株式 | 普通自己<br>株式数 | 普通<br>自己株式 | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | その他の<br>累積包括<br>利益(損失) | バクスター<br>株主<br>持分合計 | 非支配<br>持分 | 株主持分<br>合計 |
|                   | (百万株)                          | (百万ドル)   | (百万株)       | (百万ドル)     | (百万ドル)    | (百万ドル)    | (百万ドル)                 | (百万ドル)              | (百万ドル)    | (百万ドル)     |
| 2018年1月1日現在残高     | 683                            | \$683    | 142         | \$(7,981)  | \$5,940   | \$14,014  | \$(3,539)              | \$9,117             | \$(8)     | \$9,109    |
| 新規会計基準の採用         | -                              | -        | -           | -          | -         | (22)      | (3)                    | \$(25)              | -         | \$(25)     |
| 当期純利益             | -                              | -        | -           | -          | -         | 1,546     | -                      | \$1,546             | -         | \$1,546    |
| その他の包括利益(損失)      | -                              | -        | -           | -          | -         | -         | (281)                  | (281)               | -         | (281)      |
| 自己株式の購入           | -                              | -        | 36          | (2,415)    | (60)      | -         | -                      | (2,475)             | -         | (2,475)    |
| 従業員給付制度等に基づく株式の発行 | -                              | -        | (8)         | 407        | 18        | (71)      | -                      | 354                 | -         | 354        |
| 普通株式に対する配当        | -                              | -        | -           | -          | -         | (392)     | -                      | (392)               | -         | (392)      |
| 非支配持分の変動          | -                              | -        | -           | -          | -         | -         | -                      | -                   | 30        | 30         |
| 2018年12月31日現在残高   | 683                            | \$683    | 170         | \$(9,989)  | \$5,898   | \$15,075  | \$(3,823)              | \$7,844             | \$22      | \$7,866    |
| 新規会計基準の採用         | -                              | -        | -           | -          | -         | 161       | (161)                  | -                   | -         | -          |
| 当期純利益             | -                              | -        | -           | -          | -         | 1,001     | -                      | 1,001               | 10        | 1,011      |
| その他の包括利益(損失)      | -                              | -        | -           | -          | -         | -         | 274                    | 274                 | -         | 274        |
| 自己株式の購入           | -                              | -        | 16          | (1,293)    | 46        | -         | -                      | (1,247)             | -         | (1,247)    |
| 従業員給付制度等に基づく株式の発行 | -                              | -        | (9)         | 518        | 11        | (84)      | -                      | 445                 | -         | 445        |
| 普通株式に対する配当        | -                              | -        | -           | -          | -         | (435)     | -                      | (435)               | -         | (435)      |
| 非支配持分の変動          | -                              | -        | -           | -          | -         | -         | -                      | -                   | (2)       | (2)        |
| 2019年12月31日現在残高   | 683                            | \$683    | 177         | \$(10,764) | \$5,955   | \$15,718  | \$(3,710)              | \$7,882             | \$30      | \$7,912    |
| 新規会計基準の採用         | -                              | -        | -           | -          | -         | (4)       | -                      | (4)                 | -         | (4)        |
| 当期純利益             | -                              | -        | -           | -          | -         | 1,102     | -                      | 1,102               | 8         | 1,110      |
| その他の包括利益(損失)      | -                              | -        | -           | -          | -         | -         | 396                    | 396                 | -         | 396        |
| 自己株式の購入           | -                              | -        | 6           | (500)      | -         | -         | -                      | (500)               | -         | (500)      |
| 従業員給付制度等に基づく株式の発行 | -                              | -        | (4)         | 213        | 88        | -         | -                      | 301                 | -         | 301        |
| 普通株式に対する配当        | -                              | -        | -           | -          | -         | (488)     | -                      | (488)               | -         | (488)      |
| 非支配持分の変動          | -                              | -        | -           | -          | -         | -         | -                      | -                   | (1)       | (1)        |
| 2020年12月31日現在残高   | 683                            | \$683    | 179         | \$(11,051) | \$6,043   | \$16,328  | \$(3,314)              | \$8,689             | \$37      | \$8,726    |

Form 10-KのItem 8中の連結財務書類に対する注記は、連結財務書類の重要な一部である。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

12月31日終了事業年度

(単位：百万ドル)

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

|                                  | 2020年    | 2019年    | 2018年    |
|----------------------------------|----------|----------|----------|
| 当期純利益                            | \$ 1,110 | \$ 1,011 | \$ 1,546 |
| 営業活動による利益を営業活動による純現金に一致させるための調整： |          |          |          |
| 非継続事業による損失（税引後）                  | -        | -        | 6        |
| 減価償却費及び償却費                       | 823      | 789      | 771      |
| 年金決済費用                           | 46       | 755      | 1        |
| 定期的年金給付及びその他の退職後費用－純額            | 81       | 22       | 39       |
| 繰延税金                             | (88)     | (310)    | (263)    |
| 株式報酬                             | 130      | 122      | 115      |
| 負債の消却による損失                       | 110      | -        | -        |
| 無形資産の減損                          | 17       | 31       | -        |
| 金利デリバティブ契約の清算                    | (173)    | -        | -        |
| その他                              | 86       | 115      | 50       |
| 貸借対照表項目の増減：                      |          |          |          |
| 売掛金－純額                           | (126)    | (65)     | (12)     |
| 棚卸資産                             | (162)    | 4        | (197)    |
| 買掛金及び未払債務                        | 143      | (212)    | 60       |
| その他                              | (127)    | (152)    | (99)     |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー－継続事業            | 1,870    | 2,110    | 2,017    |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー－非継続事業           | (2)      | (6)      | -        |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー                 | 1,868    | 2,104    | 2,017    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー                 |          |          |          |
| 資本的支出                            | (709)    | (696)    | (659)    |
| 事業の買収及び投資－取得現金純額                 | (494)    | (418)    | (268)    |
| その他の投資活動－純額                      | 24       | 14       | 11       |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー                 | (1,179)  | (1,100)  | (916)    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー                 |          |          |          |
| 長期債券の発行                          | 1,885    | 1,661    | -        |
| 長期債券の支払                          | (1,181)  | -        | -        |
| レボルビング・クレジット・ファシリティに基づく(返済)借入    | (226)    | 222      | -        |
| 普通株式に対する現金配当                     | (473)    | (423)    | (376)    |
| 従業員給付制度に基づく株式発行による手取金            | 202      | 356      | 258      |
| 自己株式の購入                          | (500)    | (1,270)  | (2,452)  |
| その他の財務活動－純額                      | (52)     | (48)     | (33)     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー                 | (345)    | 498      | (2,603)  |
| 現金、現金同等物及び制限付き預金に対する為替変動の影響額     | 57       | (5)      | (63)     |
| 現金、現金同等物及び制限付き預金の増加(減少)額         | 401      | 1,497    | (1,565)  |
| 現金、現金同等物及び制限付き預金－期首残高            | 3,335    | 1,838    | 3,403    |
| 現金、現金同等物及び制限付き預金－期末残高(1)         | \$ 3,736 | \$ 3,335 | \$ 1,838 |

(1) 当社は、2019年12月31日及び2018年12月31日現在、制限付き預金を有しなかった。以下の表は、2020年12月31日現在の連結貸借対照表で報告された額に、連結キャッシュ・フロー計算書で示した現金、現金同等物及び制限付き預金の額を一致させるための調整を表している。

(単位：百万ドル)

現金及び現金同等物

前払費用及びその他の流動資産に含まれる制限付き預金

現金、現金同等物及び制限付き預金

| 2020年12月31日<br>現在 |       |
|-------------------|-------|
| \$                | 3,730 |
|                   | 6     |
| \$                | 3,736 |

Form 10-KのItem 8中の連結財務書類に対する注記は、連結財務書類の重要な一部である。



## 第四部【組込情報】

- |     |                                                      |                         |
|-----|------------------------------------------------------|-------------------------|
| (1) | 外国会社報告書及びその補足書類<br>事業年度 自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日 | 2020年4月30日<br>関東財務局長に提出 |
| (2) | 外国会社半期報告書及びその補足書類<br>自 2020年1月1日<br>至 2020年6月30日     | 2020年9月30日<br>関東財務局長に提出 |

（注）上記組込情報は、添付文書として本届出書に添付されている。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

### 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。